

防災分野における地域と企業の連携の新たなあり方検討会開催要領（案）

令和 8 年 6 月 16 日
内閣府政策統括官（防災担当）

（開催）

第 1 地方公共団体と民間企業や、地方公共団体同士、非営利法人との災害時応援協定の締結件数は 11 万件を超えたが、令和 6 年能登半島地震ワーキンググループの報告書では、協定が有効に機能しなかった例もあり、災害時に協定が有効に機能するよう、平時からの訓練の必要性なども指摘されている。

また、令和 7 年 6 月に公表された「防災庁設置準備アドバイザー会議報告書」においては、企業等のリソースやプロフェッショナルな力を発災時に最大限に活かせるような体制の構築が求められている。

こうしたことを背景として、地方公共団体と企業との協定の実効性を高める取組に加え、より多くの企業の参画が得られるよう、企業が地域防災に参画しやすい環境づくりが必要となっている。

そのため、地域で企業のリソースを活かして防災対策が進むよう、防災における地域と企業の連携を強化し、地域防災に貢献する企業の評価のあり方を検討するため、防災分野における地域と企業の連携の新たなあり方についての検討会を内閣府において開催する。

（委員）

第 2 検討会の委員は、別紙のとおりとする。

（座長）

第 3 検討会に座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、議長として検討会の議事を総括する。

（事務局）

第 4 検討会の事務局を、内閣府政策統括官（防災担当）に置く。

（議事）

第 5 検討会は、座長又は第 7 に規定する座長の職務を代理する者が出席し、かつ、委員の過半数が出席しなければ、検討会を開くことはできない。

2 座長は、検討会の議題等により必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員の過半数が出席しない場合であっても、検討会を開くことができる。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

（議事要旨）

第 6 事務局は、検討会の終了後、速やかに議事要旨を作成し、これを公表する。

（座長代理）

第 7 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

（雑則）

第 8 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

防災分野における 地域と企業の連携の新たなあり方検討会 委員名簿

有吉 恭子	大阪府 吹田市 総務部防災政策推進監
石山 アンジュ	(一社) シェアリングエコノミー協会 代表理事
磯打 千雅子	香川大学 創造工学部 特命准教授
伊藤 暢章	熊本県 熊本市 政策局危機管理防災部長
江淵 誠	高知県 危機管理部長
大串 葉子	同志社大学 大学院ビジネス研究科 教授
奥村 与志弘	関西大学 社会安全学部 教授
高岡 美佳	立教大学 経営学部 大学院ビジネスデザイン研究科 教授
永井 靖二	(一社) 関西経済同友会 特別幹事 (株式会社大林組 顧問)
流 友之	(一社) 日本損害保険協会 業務企画部長
原田 和貴	東京商工会議所 災害・リスク対策委員会 委員 (清水建設株式会社 総務部長)
廣井 悠	東京大学 先端科学技術研究センター 教授
廣内 大助	信州大学 教育学部 教授
細川 了	福島県 危機管理監兼危機管理部長
堀 幸子	(一社) 日本経済団体連合会 危機管理・社会基盤強化委員会企画部会長 (三井住友海上火災保険株式会社 常務執行役員)
松谷 いづみ	東京都 総務局危機管理調整担当部長
若林 克茂	静岡県 危機管理部危機政策課長

計17名 (敬称略)

(オブザーバー)

内閣官房国土強靱化推進室

総務省

消防庁

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

環境省